

概要版

行田市こども計画

令和7年度(2025)▶令和11年度(2029)



★ 行田市子ども計画策定の背景



国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には、こども施策に関する6本の柱からなる基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」、令和6年5月には具体的な施策について「こどもまんなか実行計画 2024」が策定されました。

「こども大綱」では、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会のまん中に据え、すべての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

市では令和5年10月に、こども家庭庁の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。

第2期行田市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎え新たな計画を定めるに当たり、本市においても国の方針を踏まえ、一元的にこども施策について定め、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」や「子どもの貧困対策計画」を包含した「行田市子ども計画」を策定しました。

★ 計画の期間



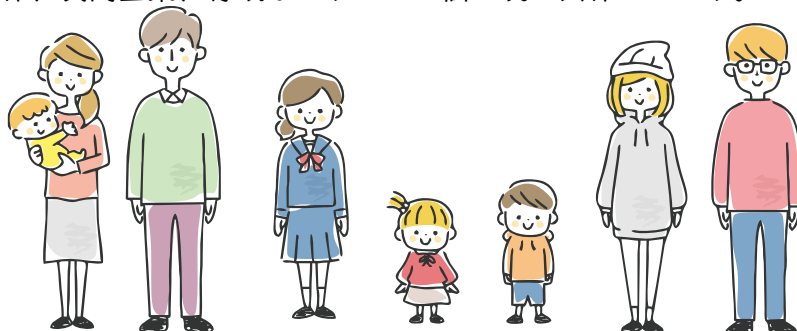
本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で推進します。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期行田市子ども・子育て支援事業計画					行田市子ども計画				

★ 計画の対象



本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て概ね40歳未満までの子ども・若者と、その家庭、地域、学校・園、民間団体、民間企業、行政などすべての個人及び団体とします。



★ 基本理念



子どもや若者から高齢者、障がい者まで、誰もがいきいきと暮らし、子どもたちの笑い声が響き渡り、大人たちが笑顔で会話を交わす街を目指し、本計画の基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念 みんなで育てる「こどもまんなか」のまち

★ 施策体系



基本理念

みんなで育てる「こどもまんなか」のまち

重点施策

重点施策1 子育て支援の強化と教育の充実

重点施策2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」

基本施策

重点施策

基本施策1 こどもの権利の尊重

- ① こどもの権利に関する理解促進
- ② こども等の意見表明・参加の促進

基本施策2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」

- ① こどもの居場所・活動の充実

基本施策3 子育て支援の強化と教育の充実

- ① 子育て支援の強化
- ② 教育の充実

基本施策4 すべての子どもと若者の健全な成長及び自立と社会参加の支援

- ① 障がいや発達に特性のある子どもへの支援
- ② 悩みや不安を抱えた若者への支援
- ③ 未来へ踏み出す若者応援

基本施策5 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

- ① 切れない支援と子育てを応援する環境づくり
- ② こどもの健全な成長を支える担い手の養成・確保

基本施策6 困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

- ① ヤングケアラーへの支援
- ② 児童虐待防止対策の強化
- ③ こどもの貧困対策の推進

基本施策7 こどもがSOSを出せる環境づくり、犯罪・事故から守る地域づくり

- ① 犯罪・事故から守る地域づくり
- ② こどもがSOSを出せる環境づくり

基本施策 1 こどもの権利の尊重

具体的施策 こども・若者の権利に関する理解促進

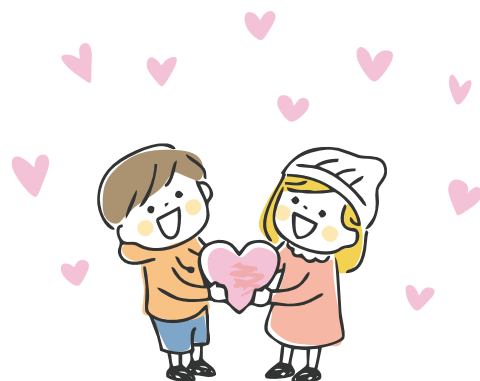
★こどもの権利についての教育や啓発活動の推進

こどもに保障されている人権（こどもの権利）に関する理解を深めていきます。

★人権啓発活動の推進

こどもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を推進します。

“こども・若者の権利を大事にします！”



具体的施策 こども等の意見表明・参加の促進

★まちづくりへのこども・子育て当事者の意見表明・参加の促進

学校など日常的な活動において、こどもの意見表明及び参加の機会を創出します。

“こども・若者の意見を聴きます！”



基本施策 2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」

具体的施策 こどもの居場所・活動の充実

★こどもの居場所づくり

「栗原宣幸こどもの居場所基金」を活用して、こどもの居場所づくりを計画的に推進します。

★遊びや体験の場の充実

こども・若者の自由な遊びや多様な体験活動の機会を提供し、健やかな育ちを支援します。

“家や学校以外の居場所を充実させます！”



基本施策 3 子育て支援の強化と教育の充実

具体的施策 子育て支援の強化

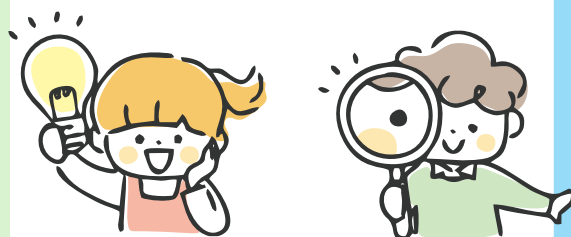
★切れ目のない子育て支援の実施

18歳までの医療費無償化や3歳未満児保育料無償化、自宅での子育て支援に取り組みます。

★子どもが健やかに育つ環境づくり

公園の遊具や室内での遊び場など、子どもや親子連れが気軽に遊べる環境を整備します。

“子どもを産み、育てたいまちを目指します！”



具体的施策 教育の充実

★義務教育学校への再編

児童・生徒が切磋琢磨できるよう、小中学校を再編します。

★国際人の育成

英語ができて、郷土を知る国際的な行田人を育成します。

“たくましく生きぬく力を育みます！”



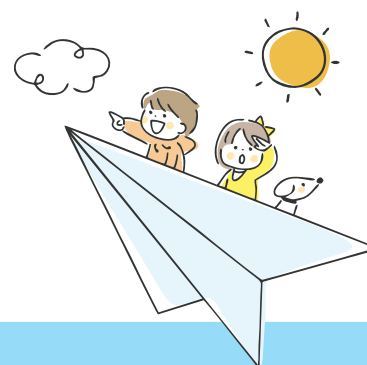
基本施策 4 すべての子どもと若者の健やかな成長及び自立と社会参加の支援

具体的施策 未来へ踏み出す若者応援

★プレコンセプションケアの推進

人生100年時代のウェルビーイング(幸福長寿)の実現につながるヘルスケアを推進します。

“希望に満ちた明日を夢見て
ライフデザインを描いていこう！”



具体的施策 悩みや不安を抱えた若者への支援

★こどもの居場所づくり

安心して多世代と交流できる場所を確保するため、こどもの居場所づくりを推進します。

★ひきこもり状態にある若者や家族への支援

交流の機会や社会参加の支援を推進していきます。

“若者が安心して生活できる社会をつくれます！”



具体的施策 障がいや発達に特性のある子どもへの支援

★切れ目のない支援や相談体制の充実

子ども、家族に寄り添った継続的な支援を行う体制を整備するため、中核的な役割を担う児童発達支援センター機能の整備に努めます。

★医療的ケア児の支援体制の構築

サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

“子どもの特性に応じた支援に努めます！”



基本施策 5 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

具体的施策 切れ目のない支援と子育てを応援する環境づくり

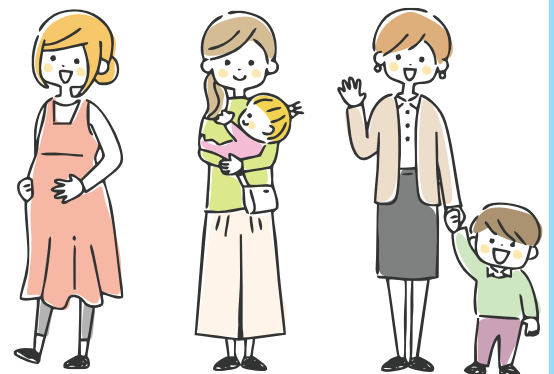
★相談体制の充実

こども家庭センターを設置し、子育ての不安や虐待を防止するため、妊娠期から子育て期における伴走型支援します。

★妊娠から出産、子育てにかかる不安や負担の軽減

不妊治療や産後ケア事業などの支援により、妊娠、出産、育児に係る不安や負担の軽減を図ります。

“不安に寄り添い、負担の軽減を図ります！”



具体的施策

こどもの健やかな成長を支える担い手の養成・確保

★学校応援団などボランティア活動の支援

各小・中学校の学校応援団活動に補助金を交付し、学校の活性化を図ります。

★保育人材の養成・確保

社会全体でこどもの成長を支えられるよう、必要な人材を確保し、よりよい保育環境の確保に努めます。

“こどもを支えるボランティア活動を支援します！”



基本施策 6 困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

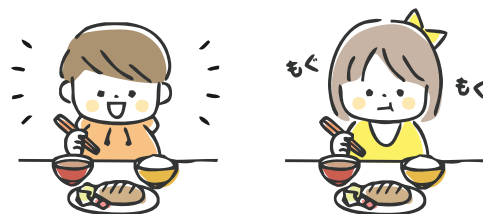
具体的施策

こどもの貧困対策の推進

★生活困窮家庭への支援

夢や希望をもって成長していけるよう、貧困状態にあるこどもに対する支援を推進します。

“こども・若者が夢と希望をもてる、優しいまちづくりを進めます！”



具体的施策

児童虐待防止対策の強化

★相談体制の充実

こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の機能を一体的に統合して、より包括的で継続的な支援を実施します。

“支援が必要なこどもや家庭に寄り添いながら、相談体制の充実を図ります！”

具体的施策

ヤングケアラーへの支援

★ヤングケアラーへの支援

こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携して早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。



基本施策 7 こどもが SOS を出せる環境づくり、犯罪・事故から守る地域づくり

具体的施策 こどもが SOS を出せる環境づくり

★児童生徒や若年層への自己肯定感向上の推進

コミュニティ活動やキャリア教育、生命に関する授業などの教育等を、関係機関と連携を図りながら推進をしていきます。

★児童生徒が SOS を出せる環境づくり

教育分野及び社会福祉分野の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童生徒の課題解決に向けた対応を図ります。

“生きることの包括的な支援を行います！”



具体的施策 犯罪・事故から守る地域づくり

★子どもの交通事故防止

学校や学校応援団による登下校時の交通安全指導を実施し、子どもたちの登下校時における安全確保を図ります。

★子どもの犯罪被害防止

見守りボランティアなどによる地域ぐるみの防犯活動を推進します。

“こどもの安全・安心を確保します！”



発行年月 令和7年3月

編集・発行 行田市 子ども未来課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

TEL : 048-556-1111 (代表) / FAX : 048-554-0199